

知事メッセージ

1月7日、本県に緊急事態宣言が出されて以来、県民や事業者の皆さんには、外出自粛や時短要請などにご理解、ご協力をいただき、深く感謝します。

本県における新型コロナウイルスの新規感染者は、宣言発出時と比べて減少しているものの、医療提供体制の厳しい状況は継続しており、依然として予断を許さない状況です。

こうした中、本日、政府は本県に出していた緊急事態宣言を、3月7日まで延長する決定を行いました。

これを受け、県は、県民や事業者の皆さんに、生活に必要な場合を除く外出自粛の徹底、飲食店などに対する20時まで(酒類の提供は19時まで)の時短、イベントの開催制限などの要請について、3月7日まで延長します。特に、次の事項について、強くお願いします。

〔県民の皆さんへ〕

- 昼間の人出が減っていません。日中の繁華街への外出をはじめ、娯楽や式典の後の会食を控えるとともに、昼間のランチもデリバリーやテイクアウトを活用するなど、人との接触機会を減らす取組の徹底をお願いします。また、卒業旅行や謝恩会についても控えてください。

〔事業者の皆さんへ〕

- 昼間の人移動を抑制するため、「出勤者数の7割削減」を目指し、テレワークやローテーション勤務、時差出勤などの徹底をお願いします。県は、テレワークを導入するための支援策を用意しています。
- 従業員へ外出や会食の自粛のほか、職場内感染を防ぐため、昼食時間の分散化など、感染拡大防止の取組について、周知徹底をお願いします。
- 20時以降のネオンの消灯とイルミネーションの早めの消灯へのご協力をお願いします。
- 飲食店の皆さんには、デリバリーやテイクアウトによる営業強化をお願いします。
- 時短要請に応じていただいた店舗には協力金を支給しますが、その際、感染防止対策取組書などの掲示を条件とします。

感染拡大が収まれば、いずれ、緊急事態宣言は解除になります。しかし、基本的な感染防止対策を徹底して継続しなければ、三たびの緊急事態宣言の発出といった事態になりかねません。

感染防止の急所といわれる飲食の場においては、今から、次の基本的な感染防止対策の実践をお願いします。

〔県民の皆さんへ〕

- 外食時には、「黙食 (だまって)」「個食 (ひとりで)」「マスク会食 (会話するときはマスクをつけて)」

〔事業者の皆さんへ〕

- 店舗におけるアクリル板の設置などの飛沫対策

県は、引き続き、医療提供体制の確保に全力で取り組みます。また、保健所の業務負担を増やさないよう配慮しながら、高齢者施設の従事者等が定期的に検査を受けられる仕組みを早急に検討していきます。

さらに、県民や事業者の皆さんの様々な相談に応じるためのコールセンターによる相談体制を充実します。

皆さん一人ひとりが強い危機意識を持ち、県民総ぐるみで、この緊急事態を乗り越えましょう。

令和3年2月2日

神奈川県知事 黒岩 祐治

1 時短要請について

(令和3年3月7日までの間)

- 全県の飲食店に対し、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）
- 時短要請に応じていただいた店舗に対して、協力金を支給。その際2月8日以降は、感染防止対策取組書（市町村のステッカーを含む）などの掲示が条件

2 企業におけるテレワーク時差出勤等の更なる徹底について

- 昼間の人流を抑制するため、出勤者数の7割削減を目指し、接触機会の低減に向けたテレワークやローテーション勤務の徹底
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底
- 従業員への基本的な感染防止対策の徹底や外出自粛、会食自粛の呼びかけ

3 イベントの開催制限について

- 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。
- 併せて20時までの時短営業や参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知

時期	収容率	人数上限
3月7日まで	50%以内	5,000人

※ 既存販売分については適用しない。

4 大学や学校への要請について

- 学生、生徒へ基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ
- 感染防止のための所要の措置を講じること
- 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底

5 その他（お願い事項）

- 飲食店の皆様はデリバリーやテイクアウトによる営業強化
- 店舗におけるアクリル板設置等の飛沫対策の実践
- 20時以降のネオンの消灯とイルミネーションの早めの消灯